

○グレーゾーン解消制度（回答を行った案件）

| 事業内容等 | 事業所管省庁 | 関係法令 (所管省庁)) | 回答内容 |
|---------------------|----------------|------------------|---|
| 農業用ドームハウスの 開発・販売 | 農林水産省 経済産業省 | 建築基準法 (国土交通省) | 断熱性等に優れた特殊発泡ポリ スチレンを活用して開発した農業 用ドームについては、通常の屋内 的用途に供さず、その天井部が 取外し自由である場合など建築 基準法上屋根とみなされないと判 断できるため、建築基準法上の 「建築物」ではないとの見解が示 された。(4月23日回答) |